

防整技第5007号
令和2年3月30日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

建設工事における熱中症対策に係る費用について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。
なお、既契約工事についても、適切に対応されたい。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設
計画官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長、陸上
幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部
防衛部施設課長

建設工事における熱中症対策に係る費用について

1 目的

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）別紙の第2第1号に規定する建設工事をいう。）における熱中症対策に係る費用について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 費用の計上方法

(1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事の場合

熱中症対策に係る費用については、「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（国営計第6号。国営積第1号。国営建技第1号。令和元年5月22日。以下「営繕工事通知」という。）の2によるものとする。

(2) 土木工事の場合

工事現場の安全に資する熱中症対策に係る費用については、「土木工事積算価格算定要領」（建設工事における積算基準等について（防整技第7779号。令和元年9月27日）の別冊第1）によるものとする。

3 総合評価落札方式での技術提案の取扱い

総合評価落札方式での技術提案の取扱いについては、営繕工事通知の3によるものとする。

4 工事特記仕様書への記載例

(1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事の場合

熱中症対策に係る費用の計上について、次の熱中症対策を実施する場合は受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ設計変更を行うものとする。ただし、入札時に提示した技術提案で採用した場合については、その費用は受注者負担とする。

- ・遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- ・ドライミスト
- ・暑さ指数（WBGT値）の計測装置

(2) 土木工事の場合

熱中症対策に係る費用の計上について、工事現場の安全（熱中症）対策を実施する場合は、工期中の日最高気温の状況に応じて現場管理費を補正するものとし、受発注者間で協議の上、設計変更を行うものとする。

5 その他

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設技術管理官と協議するものとする。